

離島等供給特例承認について

(2024年能登半島地震に伴う災害に係わる電気料金等の特別措置)

東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給約款以外の供給条件の内容

2024 年能登半島地震に伴う災害により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町村に災害救助法が適用された。

新潟県：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

上記のように、離島等供給約款の適用地域の佐渡島がある新潟県佐渡市が含まれることから、当社供給区域内の災害救助法の適用市町村（2024 年 1 月 4 日以降、2024 年能登半島地震に伴う災害により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村を含む。）において、被災された当社の離島等供給約款（当該離島等供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款をいいます。）の適用を受けるお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの 2023 年 11 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、12 月、2024 年 1 月および 2 月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から 30 日目）を各々 1 か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年 7 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合

で、その申込みが 2024 年 7 月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

5 従量電灯 C，臨時電灯 C，公衆街路灯 B，低圧電力，臨時電力，農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、2024 年 7 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6 被災されたお客さまが被災後、引込線，計量器，その付属装置，区分装置および電流制限器の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年 7 月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、離島等供給約款によるものとする。

以 上